平成２５年（フ）第１７１８号
名古屋市港区辰巳町34番15号　サントピア東海通203号、従前の住所名古屋市港区南陽町大字西福田字雁島18番地
債務者　舛田　誠一
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７３５号
名古屋市緑区太子１丁目194番地　東丘住宅411号、従前の住所名古屋市緑区鳴子町１丁目７番地　鳴子団地68棟303号
債務者　三潟　友弘
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２７号
岡山県倉敷市稲荷町３番19号
債務者　中山　希望
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
岡山県倉敷市連島１丁目12番５号　アップルハウスⅢ―218
債務者　村上　裕典
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
茨城県土浦市乙戸726番地１　サニーハイツ101、前住所東京都中野区上鷺宮２丁目８番７号　クレストＡ104
債務者　鈴木　恵里（旧姓亀山）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７０号
さいたま市緑区大字中尾2415番地１　207
債務者　渡邊　幸雄
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０９号
さいたま市見沼区東大宮４丁目73番地10　みゆきハイツ202号
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４５号
埼玉県上尾市本町３丁目４番22号　愛商事ビル201
債務者　上原　雅子（旧姓椎野）
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５２号
さいたま市岩槻区城町２丁目９番３―４号
債務者　上原　利久
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７８号
埼玉県蓮田市馬込２丁目103番地　ライトエリカ102号
債務者　大村　文則
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５０２号
大分市大字津守99番地の１　ＬＡＲＧＥＧＡＴＥ輝Ｂ102
債務者　姫野　浩臣
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９６号
大分市大字市尾575番地の１
債務者　姫野啓太郎
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４０１号
大分市大字鴛野1576番地の２　コーポ衛藤202
債務者　川浪　達晃
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５４号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢636―２、住民票上の住所岩手県奥州市江刺区藤里字下長沢120番地１
債務者　小澤　修幸
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第９７６号
埼玉県北本市栄７番地　１―８―102、旧住所埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―19―201
債務者　黒沼　初枝
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９７７号
埼玉県北本市大字下石戸下515番地８、旧住所埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―19―201
債務者　黒沼　浩一
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８０号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目２番地１　高層１号819
債務者　村上小百合
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係